令和７年度の環境状況に関する

環境報告書

令和８年度版



西　尾　市

目次

第１章　環境の現況
　１　大気汚染・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２　水質汚濁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　３　地盤沈下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　４　騒音・振動・悪臭・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　５　公害苦情の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
第２章　環境基本計画の取組状況
　１　豊かな自然のつながりを感じられるまち・・・・・・・・・・・・・・１７
　２　資源を有効に活用するまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　３　社会の低炭素化に貢献するまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　４　地域に誇りと愛着を感じられるまち・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　５　みんなで環境を良くするまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
第３章　西尾いきものふれあいの里における取組
　１　講座の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
　２　来園者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
第４章　西尾市の地球温暖化対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
第５章　鳥獣関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
第６章　公害防止協定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

第１章　環境の現況

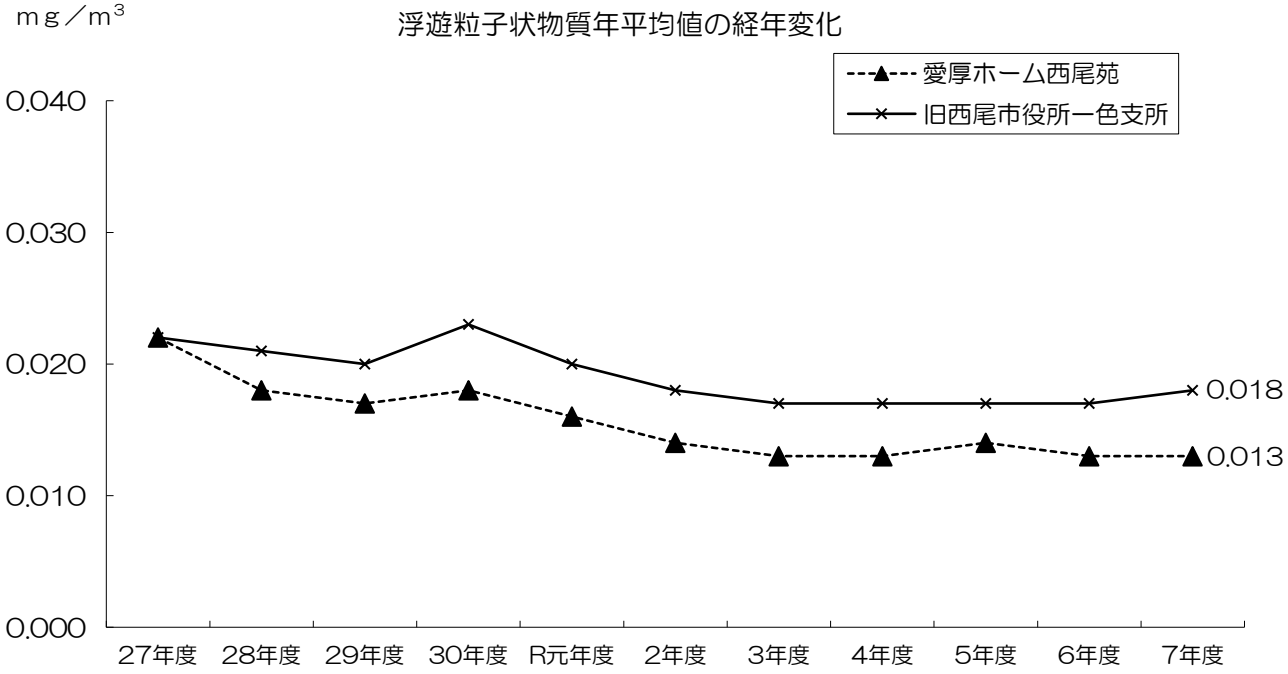
１　大気汚染

現在、私たちが吸っている空気には、化石燃料等を利用する工場・事業所から排出されるばい煙や、自動車排ガスなどによる、様々な物質が含まれています。その原因物質として、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント等があげられます。これらの物質について、愛知県が愛厚ホーム西尾苑及び旧西尾市役所一色支所に大気汚染観測所を設置し、監視を行っています。令和７年度の測定結果は次のとおりです。

（１）浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

単位：ｍｇ／m^3

測定場所	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準の適否（長期的評価）
愛厚ホーム西尾苑	0.013	0.032	○
旧西尾市役所一色支所	0.018	0.042	○

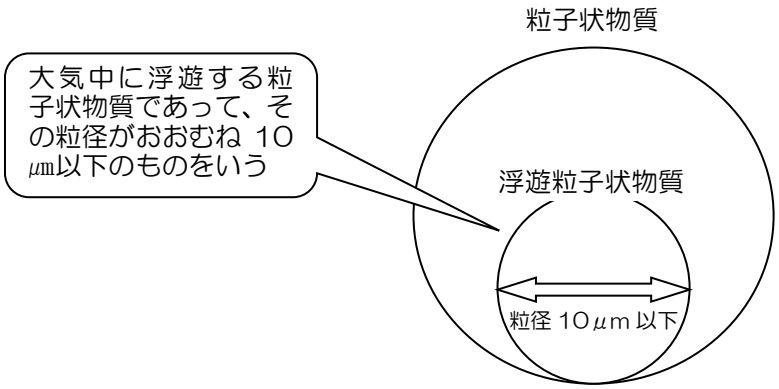


浮遊粒子状物質の環境基準

１時間値の日平均値が01.0mg/㎥以下であり、かつ1時間値が0.20mg/㎥以下であること。

環境基準の長期的評価

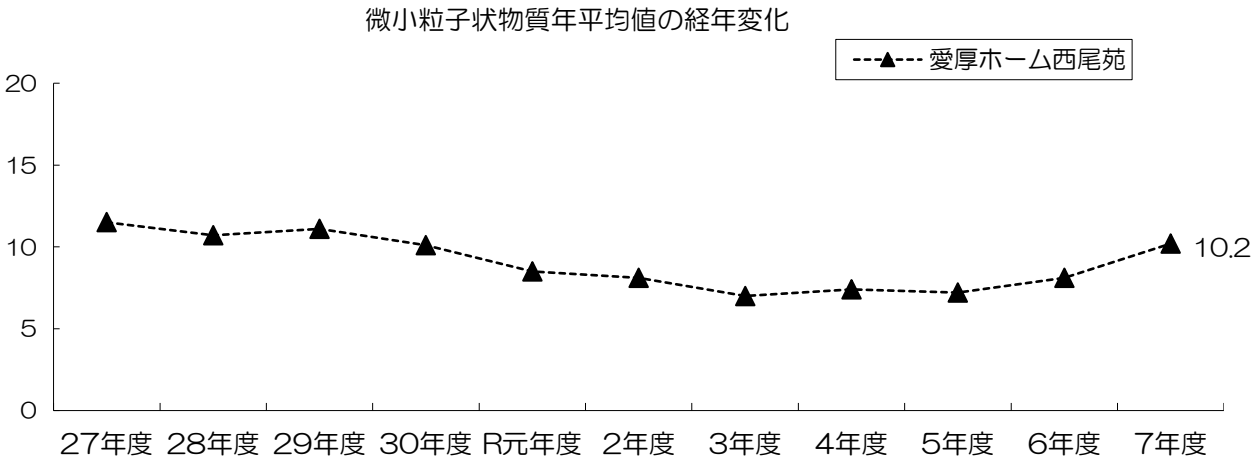
日平均値である測定値のうち、2%除外値（測定値の上位2%の範囲内にあるものを除いた値）が、0.10mg/㎥以下に維持されること。かつ、日平均値が0.10mg/㎥を超えた日が2日以上連続しないこと。



（2）微小粒子状物質（ＰM2.5）

単位：μｇ／m^3

測定場所	年平均値	環境基準の適否（長期的評価）
愛厚ホーム西尾苑	10.2	○



※平成 25 年 12 月 25 日より測定開始。

微小粒子状物質（PM2.5）とは

粒径 2.5μmの大気中に浮遊する粒子状物質をいいます。粒径が非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系への影響に加え循環器系への影響が懸念されている。

微小粒子状物質の環境基準

１年平均値が15μg/㎥以下であり、かつ１日平均値が35μg/㎥以下であること。

環境基準の長期的評価

1年平均値が15μg/㎥以下であり、かつ1日平均値のうち低い方から98%に相当する値が35μg/㎥以下であること。

μとは

基礎となる単位の百万分の１（0.000001 倍）の量であることを示す。

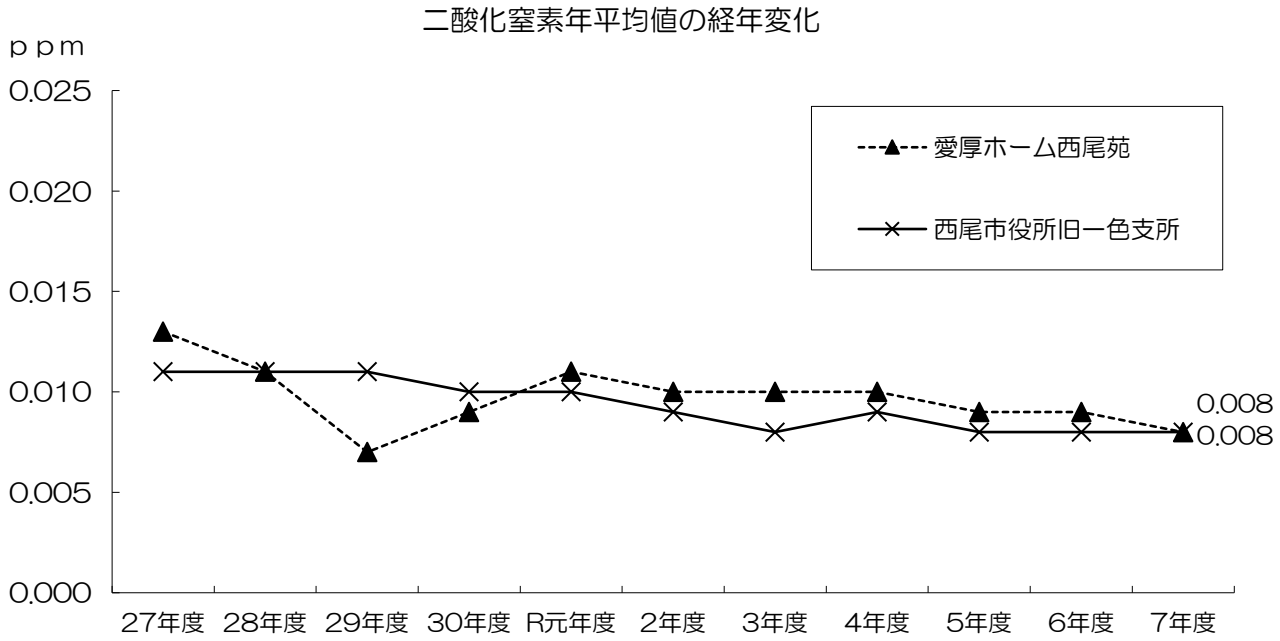
１μｇ（マイクログラム） = 0.000001 グラム

１μm（ミクロン）= 0.001 ミリメートル

（3）二酸化窒素（NO_2）

単位：ppm

測定場所	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否（長期的評価）
愛厚ホーム西尾苑	0.008	0.021	○
西尾市役所旧一色支所	0.008	0.021	○



二酸化窒素の環境基準

１時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの範囲内又は、それ以下であること。

環境基準の長期的評価

年間における１日平均値のうち低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。

ppm（parts per million）とは

100 万分中のいくつであるかを示す分率で、ごく微量の物質の濃度や含有量を表すのに用います。大気汚染では 1m^3 の大気中に 1 ㎤ の汚染物質が含まれている状態を 1ppm と表します。

日平均値の年間98%値とは

日平均値を低いほうから順に並べ 98%目に当たる値のことで、この値が 0.06 ppm 以下であれば環境基準の長期的評価に適合していることとなります。

（4）光化学オキシダント

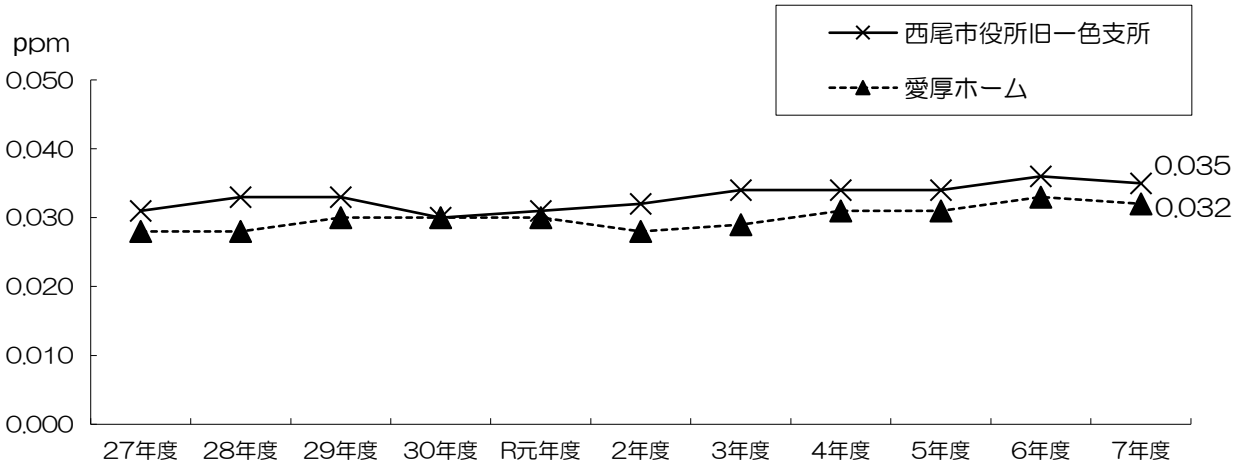
単位：ppm

測定場所	昼間年平均値 （5～20 時）	昼間の１時間値が 0.06ｐｐｍを超えた時間数	環境基準の 適　否
愛厚ホーム西尾苑	0.032	350	×
西尾市役所旧一色支所	0.035	424	×

光化学オキシダントとは

光化学オキシダントは、大気中のオゾン（O_3）やパーオキシアセチルナイトレート（ＰＡＮ）等の酸化力の強い化合物の総称で、春から夏の、日差しが強く、風が弱く、気温が高い、といった気象条件下で発生しやすく、高濃度になると目を刺激し呼吸器等の内臓にも悪影響を及ぼすといわれています。
光化学オキシダントの監測結果は、環境省のホームページの「環境省大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君　https://soramame.env.go.jp/）」で公開されています。西尾市だけでなく、全国各地の監視結果を閲覧できます。

光化学オキシダント年平均値の経年変化



光化学オキシダントの環境基準

１時間値が0.06ppm以下であること。

環境基準の長期的評価

年間を通じて1時間値が0.06ppm以下であること。ただし5時から２０時の昼間時間帯について評価する。

【光化学スモッグ予報及び注意報の発令回数】

令和７年度	発令条件	愛知県内	西三河区域
予報	１時間値が 0.08ppm 以上で、上昇の可能性がある際発令	16 回	１回
注意報	１時間値が 0.12ppm 以上で、その状態が継続する際発令	１回	０回

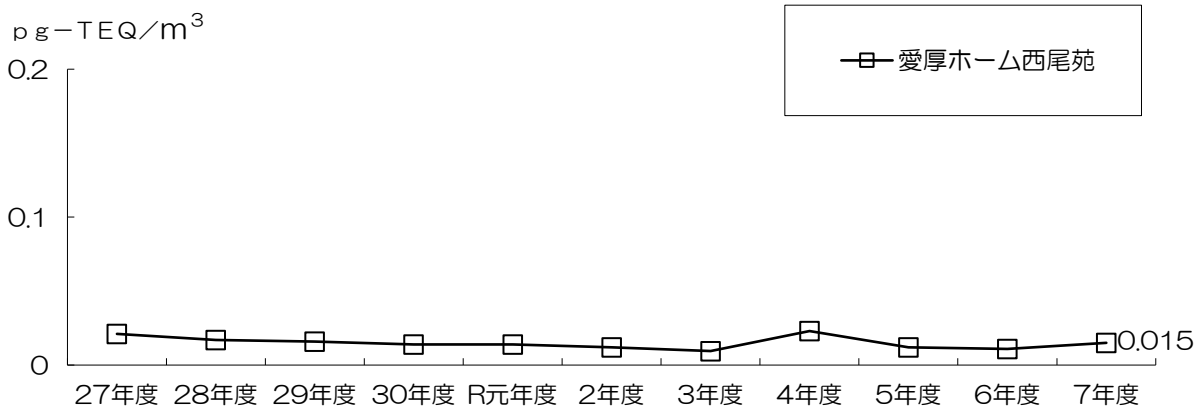
※県内での警報、重大警報発令の実績はありません。

（5）ダイオキシン類

単位：ｐｇ－ＴＥＱ／m^3

測定場所	年平均値	環境基準の適否
愛厚ホーム西尾苑	0.015	○

ダイオキシン類年平均値の経年変化



西尾市クリーンセンターでは、一日あたり約 128 トンの可燃ごみを処理しています。排ガスに起因した地域住民の安全性確保や環境汚染防止のため、大気中のダイオキシン類を定期的に測定しています。令和７年度の調査結果は次のとおりです。

単位：ｐｇ－ＴＥＱ／m^3

測定場所	調査結果	環境基準の適否
西尾市クリーンセンター内	0.020	○
花蔵寺農民センター	0.036	○
宅野島農民センター	0.013	○
岡山集落センター	0.015	○
木田公民館	0.029	○
瀬戸公民館	0.056	○

ｐｇ－ＴＥＱとは

ダイオキシン類は構造のよく似た化合物の総称で、毒性の最も強いといわれている「2、3、7、8―四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン」を１として、他の化合物を毒性換算したものの合計を表しています。ｐ（ピコ）ｇは10^{-12}ｇを示しています。

ダイオキシン類の環境基準値（大気）

１年平均値が0.6ｐｇ－ＴＥＱ／m^3以下であること。

２　水質汚濁

水は水道用水、工業用水、農業用水等の大切な資源として利用されているほか、川辺では、レクリエーションや憩いの場として潤いと安らぎを与えてくれるなど、私たちの生活と密接に関係しています。

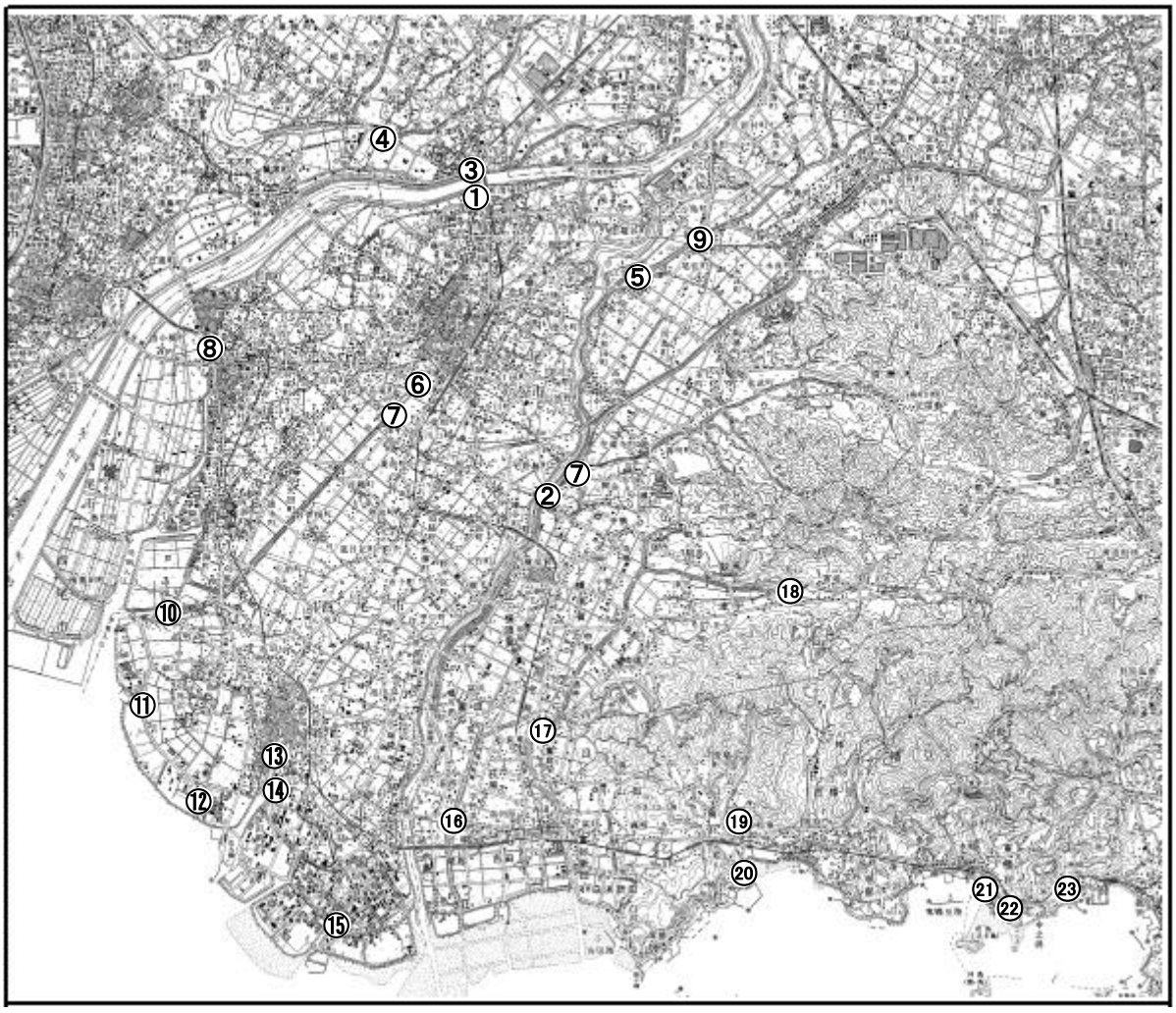
このため、愛知県や西尾市では、市内の主要な河川や海域の水質調査等を行い監視しています。公共下水道等の整備も進み水質は徐々に改善されてきていますが、依然として生活排水や事業活動による影響は水質汚濁の大きな要因であり、その対策は現在も重要な課題となっています。

（1）主要河川等の状況

西尾市では河川水質の汚濁状況を監視するため、愛知県と協調して毎年、主要河川の水質調査を行っています。環境基準が設定されているのは①矢作川下流、②矢作古川、③鹿乗川、④朝鮮川の４河川で、ＢＯＤは環境基準に適合していました。（令和７年度愛知県等調査結果）

環境基準の設定されていないその他の河川等においては⑭藤江排水路、⑮古川用水東部幹線で BOD が比較的高い結果となりましたが、その他の場所では良好な状態といえます。

【調査地点の地図】



【ＢＯＤの調査結果】

調査地点番号	河 川 名	調査場所	環境基準の 類 型	75%水質値（mg/ℓ）	環境基準（mg/ℓ）	環境基準の適 否
①	矢作川下流	米 津 大 橋	A	1.2	2	○
②	矢 作 古 川	古川頭首工	B	1.1	3	○
③	鹿 乗 川	米 津 小 橋	C	1.9	5	○
④	朝 鮮 川	坂 下 小 橋	B	1.5	3	○

（愛知県による令和７年度の測定結果）

ＢＯＤ＝生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）

水中の微生物によって有機物を分解するときに消費される酸素量を表した値で、有機物による水の汚れの程度を示す指標となっており、この値が５以上になると魚がすみにくくなります。

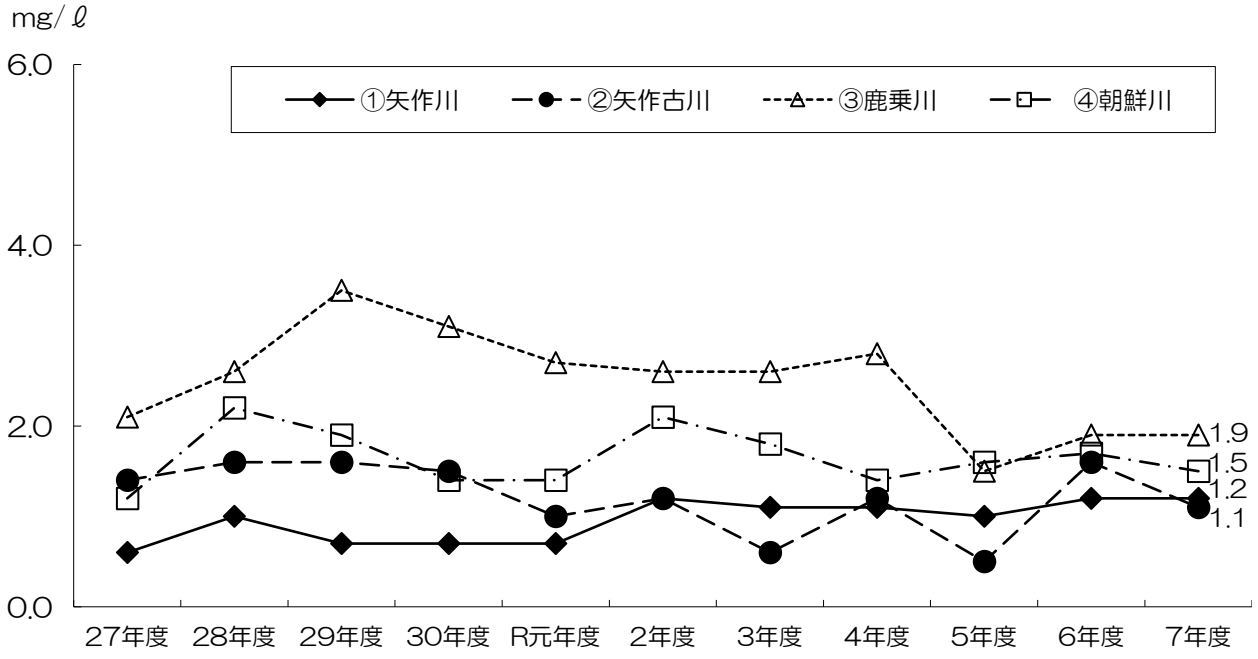
ＣＯＤ＝化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）

有機物を化学的に酸化するときに必要な酸素量を表した値で、有機物による水の汚れの程度を示す指標。

75%水質値とは

測定値を低いほうから並べて 75%目に当たる数値を指します。環境基準との比較については、ＢＯＤ・ＣＯＤについては 75%値を、全窒素や全リンは平均値で評価しています。

ＢＯＤ 年平均値の経年変化



環境基準の類型とは

河川の環境基準における類型は利水目的に応じて次表の６段階に定められています。

類型	利水目的の内容
ＡＡ	水道１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの
Ａ	水道２級 水産１級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの
Ｂ	水道３級 水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの
Ｃ	水産３級 工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの
Ｄ	工業用水２級 農業用水及びＥの欄に掲げるもの
Ｅ	工業用水３級 環境保全

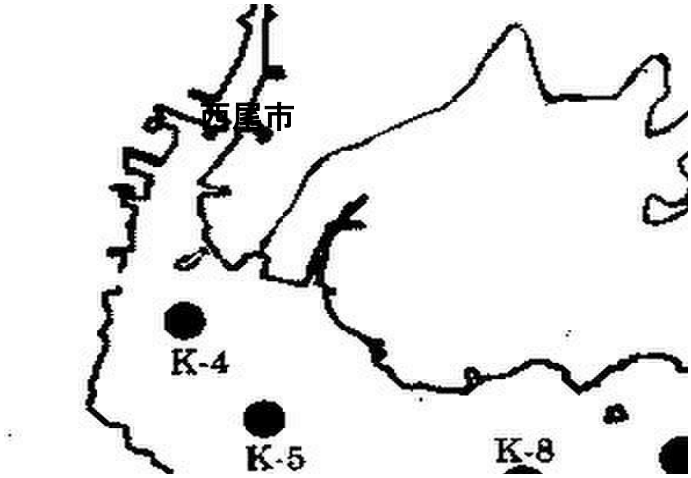
調査地点番号	河川等調査地点	BOD(mg/ℓ)			
		令和４年度	５年度	６年度	７年度
⑤	安藤川	2.1	2.0	2.3	1.6
⑥	北浜川　北浜橋	1.7	1.8	6.5	1.9
⑦	二の沢川	2.7	1.9	2.5	1.4
⑧	堀割川　上縄橋	2.5	2.6	1.3	2.7
⑨	西浅井工業団地排水路　野島橋	1.9	1.8	2.4	1.9
⑩	北浜川　北浜川水門	3.2	3.2	4.1	4.3
⑪	江川排水路　細川樋門	2.2	3.8	4.7	2.2
⑫	古川用水西部幹線　東実録第二樋門	1.6	2.5	1.8	1.4
⑬	一色排水路　前野排水機場	7.2	8.8	16.4	4.5
⑭	藤江排水路　藤江排水機場	5.0	3.6	4.0	19.8
⑮	古川用水東部幹線　生田排水機場	8.9	12.5	7.8	8.4
⑯	中央幹線排水路　宇野津橋	1.8	2.5	2.3	2.2
⑰	矢崎川　赤坂橋	0.9	1.2	1.1	1.5
⑱	矢崎川　丸山橋	1.0	1.0	0.6	1.0
⑲	鳥羽川　鳥羽橋（下流）	0.9	1.6	1.2	1.0
⑳	鳥羽排水路　市営幡豆第３住宅	1.0	1.7	2.2	1.4
㉑	森川　神前橋上流岡田屋付近	1.8	2.9	1.3	1.6
㉒	中柴川　幡豆カネキ水産（株）付近	3.6	2.3	4.3	2.8
㉓	洲崎川　川口屋付近	1.5	1.4	1.1	1.2

（２）西尾地先海域の状況

海域につきましては、愛知県が三河湾を定期的に調査しており、令和７年度の測定結果の概要は次表のとおりです。

ＣＯＤ（化学的酸素要求量）は全地点、全窒素は２地点、全リンは３地点で基準不適合となっており、特に生活排水等による水質汚濁が影響していると考えられます。

【測定場所】



【ＣＯＤ（全層）】　　単位：mg/ℓ

測定場所	環境基準の類型	基準値	75%水質値	環境基準の適否
Ｋ－４	Ａ	２	4.0	×
Ｋ－５	Ａ	２	3.2	×
Ｋ－６	Ａ	２	3.8	×
Ｋ－８	Ａ	２	3.8	×
Ａ－７	Ａ	２	3.8	×
Ａ－８	Ａ	２	3.8	×
Ａ－９	Ａ	２	3.7	×
Ａ－14	Ａ	２	3.7	×

【全窒素（表層）】　　単位：mg/ℓ

測定場所	環境基準の類型	基準値	年平均値	環境基準の適否
Ｋ－４	Ⅱ	0.3	0.34	×
Ｋ－５	Ⅱ	0.3	0.31	×
Ｋ－６	Ⅱ	0.3	0.27	○
Ｋ－８	Ⅱ	0.3	0.25	○
Ａ－７	Ⅱ	0.3	0.28	○
Ａ－８	Ⅱ	0.3	0.26	○
Ａ－９	Ⅱ	0.3	0.27	○
Ａ－14	Ⅱ	0.3	0.26	○

【全リン（表層）】　　単位：mg/ℓ

測定場所	環境基準の類型	基準値	年平均値	環境基準の適否
K－4	Ⅱ	0.03	0.039	×
K－5	Ⅱ	0.03	0.035	×
K－6	Ⅱ	0.03	0.027	○
K－8	Ⅱ	0.03	0.028	○
A－7	Ⅱ	0.03	0.031	×
A－8	Ⅱ	0.03	0.024	○
A－9	Ⅱ	0.03	0.029	○
A－14	Ⅱ	0.03	0.025	○

【海域の環境基準の類型】

CODの環境基準の類型	利水目的の適応性	基準値
A	水産１級　自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	２㎎/ℓ以下
B	水産２級　工業用水及びCの欄に掲げるもの	３㎎/ℓ以下
C	環境保全	８㎎/ℓ以下

全窒素全リンの環境基準の類型	利水目的の内容	基準値全窒素	基準値全リン
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.2㎎/ℓ以下	0.02㎎/ℓ以下
Ⅱ	水産１種及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産２種及び３種を除く。)	0.3㎎/ℓ以下	0.03㎎/ℓ以下
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの(水産３種を除く。)	0.6㎎/ℓ以下	0.05㎎/ℓ以下
Ⅳ	生物生息環境保全　工業用水　水産３種	１㎎/ℓ以下	0.09㎎/ℓ以下

３　地盤沈下

昭和 30 年代から 40 年代にかけて、工業の発展に伴い地下水が大量に汲み上げられことにより地盤沈下がみられたため、愛知県が昭和５０年代になって観測を始めました。その後の県の指導により、工業用水への転換や使用量の削減が図られ、現在、市内では年間１ｃｍ以上の沈下が見られる場所はなくなりました。なお、市内では福地北部小学校、室場小学校、旧一色給食センター、吉良中学校の４箇所に県の観測所があります。令和７年度の地下水位は前年度と比較して概ね同程度でした。

４　騒音・振動・悪臭

（１）幹線道路交通騒音・振動測定結果

西尾市には、国道 23 号線と国道 247 号線があり、南北に主要地方道豊田一色線、東西に衣浦岡崎線が通っており、いずれも道路交通の要となっています。西尾市は、自動車関連の製造業が盛んなことから、大型車による物流輸送の交通量は今後も大きく減少することはないと思われます。

市内の幹線道路の、騒音は、すべての地点で環境基準と要請限度の値を満たす結果となりました。振動は、環境基準は定められていないものの、すべての地点で要請限度の値を満たす結果となりました。

また、自動車騒音について、市内の幹線道路１路線の沿線住居等に係る騒音を推計（面的評価）した結果、昼夜間ともすべての住居等で環境基準を満たしていました。

【道路交通騒音・振動測定場所】



騒音測定結果一覧表

単位：ｄＢ(LAeq)

番号	測　定　場　所	測　定　日	測定結果（昼間）	環境基準の適否	測定結果（夜間）	環境基準の適否	要請限度の適否
①	県道花蔵寺花ノ木線 寄住町下田 22	令和７年 5月 13 日 ～5月 16 日	62	○	55	○	○
②	国道２３号 中原町前畑地内		60	○	59	○	○
③	国道２４７号 寺津町西市場４１		67	○	62	○	○
④	主要地方道西尾幸田線 吉良町津平大入 452		67	○	62	○	○
⑤	主要地方道豊田一色線 米津町五郎田５		65	○	61	○	○

環境基準値　昼間 70ｄＢ　夜間 65ｄＢ

昼間・夜間の分け方について

騒音や振動の測定においては、時間によって交通量の差異があることから、昼間と夜間で測定結果を区切る必要があります。これは法律により、騒音測定は昼間が AM6:00～PM10:00、夜間が PM10:00～AM6:00 と区切るように、また振動測定は昼間が AM7:00～PM8:00、夜間が PM8:00～AM7:00 と区切るように定められています。

要請限度とは

自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に環境改善のための措置を要請する際の値の限度のこと。幹線道路では、騒音の値は昼間 75ｄＢ、夜間 70ｄＢ、振動の値は昼間 70ｄＢ、夜間 65ｄＢと定められています。

振動測定結果一覧表

単位：ｄＢ（L_{10}）

番号	測　定　場　所	測　定　日	測定結果（昼間）	測定結果（夜間）	要請限度の適否
①	県道花蔵寺花ノ木線 寄住町下田 22	令和７年5月 13 日 ～5月 14 日	42	31	○
②	国道 23 号 中原町前畑地内		42	41	○
③	国道 247 号 寺津町西市場４１		35	28	○
④	主要地方道西尾幸田線 吉良町津平大入 452		44	31	○
⑤	主要地方道豊田一色線 米津町五郎田５		40	30	○

自動車騒音に係る面的評価結果

番号	評価区間（路線名） 測定場所等	測定日	環境基準達成戸数			評価区間内全戸数	環境基準達成率（%）		
			昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
⑥	主要地方道花蔵寺花ノ木線 西尾市寄住町 起点：西尾市室町 終点：西尾市花ノ木町 区間延長 3.7Km	令和７年 5月 13 日 ～14 日	295	295	295	295	100	100	100

面的評価とは

幹線道路を一定区間ごとに区切ることで評価区間を設定し、評価区間内を代表する 1 地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から 50m 以内にある全ての住居等について等価騒音レベル(LAeq)を推計し、環境基準を達成する戸数と割合を把握するものです。愛知県からの事務移譲により平成 24 年度から西尾市が実施しています。

（2）悪臭

悪臭は人の嗅覚を通じて、不快感、嫌悪感をもたらすもので、騒音、振動とともに感覚公害といわれており、従来から苦情の多い公害の一つです。

西尾市における悪臭苦情は、その発生源として畜産関係施設や鋳物工場等が多くあげられます。これらのうち小規模事業者にとって悪臭防除設備は、経済的な負担を伴うこともあり、難しい問題となっています。

悪臭関係事業場

県民の生活環境の保全等に関する条例により、悪臭が発生する恐れのある事業場には、毎年悪臭関係工場等届出書の提出の義務を課し、施設の適正な管理と悪臭の発生防止について監視しています。

【県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係事業場の届出状況】

悪臭関係業種		届出件数
畜産農業	豚房施設（豚房総面積　50㎡以上）	14
	牛房施設（牛房総面積　200㎡以上）	10
	鶏飼育（3,000羽以上飼育）	8
飼料・肥料製造業		2
鋳物製造業		12
し尿処理場		1
ごみ処理場		1
合　　計		48

平成18年10月1日より悪臭防止法が変更され、規制方法がそれまでの物質濃度規制から、より人の嗅覚の感覚に近い臭気指数による規制となりました。

西尾市における規制は、次表のとおりです。規制区分を示す図面は環境保全課でご覧いただけます。

規制区分	規制基準値（敷地境界）
第1種区域（専ら住居の用に供されている地域等）	12
第2種区域（第1種区域と第3種区域との中間的な地域）	15
第3種区域（市街化調整区域及び工業専用地域等）	18

５　公害苦情の現状

令和７年度の公害苦情の受理件数は、次表のとおりです。

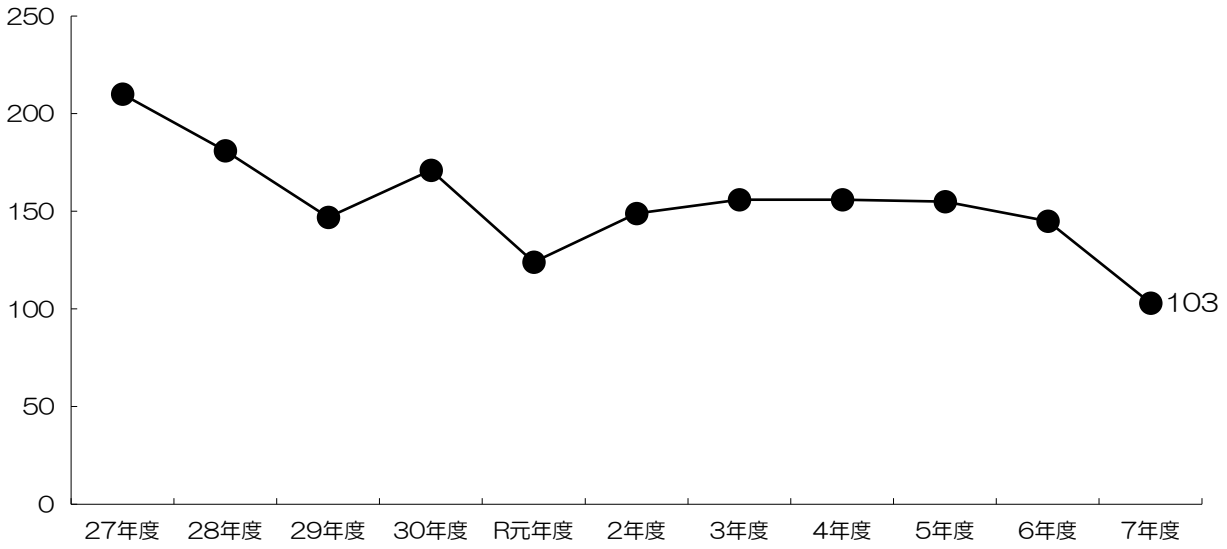
大気汚染には、野焼きや小型焼却炉による屋外燃焼行為に関する苦情が含まれています。市民の関心が高いこともあり、近年は苦情全体に占める割合が最も高い状況が続いています。

一方、野焼きについては、その禁止が市民に浸透してきたことなどにより、苦情件数は減少傾向にあります。

【種類別公害苦情受理件数】　　単位：件

種類	典型７公害							その他	計
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下		
	37	16	29	3	14	0	0	4	103

公害苦情件数の推移



第２章　環境基本計画の取組状況

ここでは環境基本計画の第３章で掲げられている具体的な取組の主なものの取組状況についてまとめました。

１　豊かな自然のつながりを感じられるまち

藻場（アマモ）再生活動

海草による水質浄化、豊かな漁場の育成、ブルーカーボン推進のため、アマモの移植活動を実施。

◇開催日／令和７年５月１３日（火）・６月１３日（金）
６月２８日（土）・６月２９日（日）・１１月１２日（水）
◇場所／大浦海水浴場・天神の浜
◇参加者数／５日間計のべ 295 名
◇主催／島を美しくつくる会
◇その他／令和８年３月 19 日Ｊブルークレジット認証・発行
14.3 t-CO2
◇担当課／佐久島振興課



▲アマモ再生活動の様子

米づくり体験授業

地元の生産者の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまで一貫した「米づくり体験」を実施。

◇開催日／令和７年４月～令和８年３月
◇場所／市内１７小学校
◇参加者数／1,１９１名
◇主催／JA 西三河
◇担当課／農水振興課



▲稲刈り体験の様子

西三河南部生態系ネットワーク協議会

生物多様性の確保に寄与することを目的に地域住民を対象とした「①オオキンケイギクー斉駆除活動」、「②生きもの観察会」、「③干潟の生きもの観察会」を実施。

◇開催日／①令和７年５月 18 日（日）
・②7月 27 日（日）・③8 月 22 日（金）
◇場所／矢作川河川敷・愛知こどもの国・衣崎潮干狩場
◇参加者数／各①45 名、②20 名、③12 名
◇主催／西三河南部生態系ネットワーク協議会（愛知県・碧南市・西尾市・高浜市ほか）
◇担当課／環境保全課



▲オオキンケイギクの一斉駆除活動

２　資源を有効に活用するまち

「ぼかし」の無料配布

生ごみの自家処理を推奨するため、年間を通じて、生ごみを堆肥に変える「ぼかし」の無料配布を実施。

◇申し込み世帯数／1,511 世帯
◇配布上限／1 世帯あたり年間 10 袋（1 袋 500g 入）
◇配布数／10,940 袋
◇配布場所／ごみ減量課、各支所等 23 か所


▲配布ぼかし

小学生リサイクル作品展

リサイクルの重要性と環境について理解を深めるため、市内小学生を対象にリサイクル作品を募集。

◇展示期間／令和７年９月 30 日（火）
～10月 26 日（日）
◇場所／ホワイトウェイブ 21
◇参加点数／82 点
◇主催・担当課／環境業務課



▲小学生のリサイクル作品

３　社会の低炭素化に貢献するまち

市有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業

地球温暖化対策を推進するため、市有施設の屋根を太陽光発電施設の設置スペースとして有償で民間事業者に貸し出し、自然エネルギーの利用促進を実施。

◇設置施設／11 施設【小学校（西尾、福地南部、福地北部、矢田、津平、幡豆、東幡豆）、中学校（寺津、東部、幡豆）、看護専門学校】
◇総売電量／708,148kwh
◇CO2 削減効果／291t-CO2

公共施設 LED 化事業

省エネルギーにより地球温暖化対策を推進するため、照明器具の LED 化を実施。

◇実施施設／2 施設
・西尾公園総合グラウンド
・横須賀公園
◇CO2 削減効果／8.1t-CO2

住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金

住宅用太陽光発電設備を設置した市民に、設備ごとに定められた補助金を交付。

◇補助件数／269 件、総事業費／20,086,000 円

（内訳）

住宅用太陽光発電施設、住宅用エネルギー管理システム、定置用リチウムイオン蓄電システムの一体的導入（12 万円／台）	60 件	7,196,000 円
住宅用太陽光発電施設、住宅用エネルギー管理システム、電気自動車等充給電設備の一体的導入（９万円／台）	０件	０円
住宅用エネルギー管理システム（１万円／台）	５０件	500,000 円
家庭用燃料電池システム（５万円／台）	７件	350,000 円
定置用リチウムイオン蓄電システム（８万円／台）	１４８件	11,840,000 円
電気自動車等充給電設備（５万円／台）	４件	200,000 円

低公害車普及促進事業費補助金

電気自動車等の低公害車を購入した市民に、対象車種ごとに定められた補助金を交付。

◇補助件数／７３件、総事業費／ 3,650,000 円

（内訳）

燃料電池自動車（１０万円／台）	０件	０円
電気・PHV 自動車（５万円／台）	７３件	3,650,000 円

西尾エコスタイルの募集

“みんなのエコな取組をおしえて“を開催し、市内小学校・義務教育学校の児童から学校や家庭で行っているエコな取組を募集した。

応募作品は、環境イベント「環境 Wave21」のイベント会場で展示。

◇応募件数／66 件



▲作品展示の様子

４　地域に誇りと愛着を感じられるまち

ペットの適正管理

◇狂犬病予防

・登録頭数／10,757 頭
　令和７年度登録頭数／974 頭

・予防接種実施頭数／8,933 頭

◇犬のフン害防止看板

・新規設置枚数／86 件

◇猫除け器貸し出し

・貸出件数／14 件



▲フン防止の啓発看板

環境調査

◇悪臭調査

８事業所において、６月・11 月に実施

◇水質調査

・河川等水質調査
　河川・水路 20 か所において、
　５月・１月に実施

・工場排水調査
　10 事業所において、11 月に実施

◇自動車騒音・振動調査

市内６地点において、５月に実施

◇地盤沈下・地下水位調査

観測所４か所と井戸３か所において、毎月２回（井戸は１回）実施



▲騒音計測器

浄化槽転換設置整備事業補助金

既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換設置費に対する補助金を交付した。

◇補助件数／６件、総事業費／4,548,000 円

クリーン作戦開催状況

◇1000 人クリーン作戦

・開催日／令和７年７月１３日（日）
・場所／宮崎海水浴場
・参加者数／４３７人
・主催／吉良・幡豆まちづくり協議会



▲1000 人クリーン作戦

◇みどり川クリーン作戦

・開催日／令和７年７月27日（日）
・場所／みどり川（神下橋から六条橋まで）
・参加者数／478 人
・主催／ＭＣＶネットワーク



▲みどり川クリーン作戦

５　みんなで環境を良くするまち

環境Wave２１

ごみ減量とリサイクルの推進を目的として、環境 Wave21 実行委員会と西尾市の共催で、ボランティアグループが一体となり運営する環境イベントを開催。

◇開催日／令和７年 12 月７日（日）
◇場所／ホワイトウェイブ 21
◇参加団体数／29 団体
◇来場者数／約 4,000 人
◇担当課／環境業務課



▲ごみ分別体験の様子

環境学習講座

身近な暮らしの中での環境について考え、環境にやさしい生活のきっかけをつくるための環境講座を５回開催し、延べ 79 人が参加。

◇担当課／環境保全課

講座内容（一般対象）

回	開催日／場所	テーマ／内容	講師	参加者数
1	７月 30 日（水）／デンソー高棚製作所	工場の仕事と環境対策を学ぼう！／自動車部品の製造工程を見学し、工場の環境対策を学ぶ。	デンソー高棚製作所 社員	17 人
2	７月 31 日（木）／西尾市いきものふれあいの里	体験型 SDGｓカードゲームをしよう！／カードを使って小学生低学年から大人まで SDGｓを楽しみながら学べるカードゲームを実施。	(一社)SDGs design 代表理事	10 人
3	８月５日（火）／西尾市いきものふれあいの里	親子で学ぶ！環境工作教室／再生エネルギーやＬＥＤライトの電気量などを学び、太陽光パネルと蓄電池で光るＬＥＤ照明の工作。	パナソニック（株）エレクトリックワークス社 社員	22 人
4	８月８日（金）／西尾市いきものふれあいの里	電気をつくって・ためて・エネルギーの組み合わせについて学ぼう！／実際に電気を作って・ためて・組み合わせて毎日使う電気について学ぶ。	東邦ガス　社員	19 人
5	12 月 21 日（日）／愛知こどもの国	親子でまなぼう　ＳＤＧｓ　冬の森あるき／「水の惑星地球を救え！ぐるぐるトルネード実験」、ブッシュクラフト体験を実施	（特非）フロンティア西尾 職員	11 人

アダプトプログラム制度

活動の内容（令和８年３月31日現在）

公園又は道路等の清掃　29団体　　構成員総数792人

団体の概要

団　体　名	活 動 場 所	構成員数
緑町町内会	緑町公園	134人
（株）エムアイシーグループ	市道	99人
米津公園グランドゴルフクラブ	米津公園	15人
亀沢西部子ども会	鶴城１号公園	53人
北部鶴城会	桜町公園・さくら会館	58人
伊藤グラウンドゴルフクラブ	伊藤３号公園	14人
矢田スターズ	みなとまち緑地	20人
互近助会	市道	５人
米小校区町内会	米津１号公園	22人
永山会	市道	２人
ひまわり	寺津ふれあいセンター	４人
前南クラブ	一色地域交流センター	19人
吉山公園平坂町内会クリーン活動隊	吉山公園	20人
永吉町内会	永吉公園	19人
勝江と海	みなと町緑地公園、港町	２人
富好町内会	富好公園	146人
草刈りダイエット族	市道	２人
ＢＢＢ三河クリーンプロジェクトクラブ	市道	５人
田貫グラウンドゴルフクラブ	田貫公園	24人
前野南部グランドゴルフ同好会	一色地域文化広場	29人
グラウンドゴルフ戸ヶ崎クラブ	戸ヶ崎公園	26人
地域つながり隊（愛知ダイハツ（株））	市道	２人
Ｈ　ＦＡＭ	一色海浜公園	３人
中畑アローズ	田貫公園	２人
木の公園をきれいにする会	住崎３号公園	３人
伊藤自主防災会	伊藤１号公園、伊藤３号公園	29人
まち歩きごみ拾い隊にしお	西尾市歴史公園、西尾駅東駅前広場 西尾駅西多目的防災広場	20人
西野町小学校区コミュニティ推進協議会	にしのま茶公園	７人
ビッグパインパークきれいにし隊	大塚松木島公園	８人

第３章　西尾いきものふれあいの里における取組

いきものふれあいの里では、身近な里山の自然に親しみ、自然のすばらしさを体感していただくため、年間を通していろいろな行事を行っています。

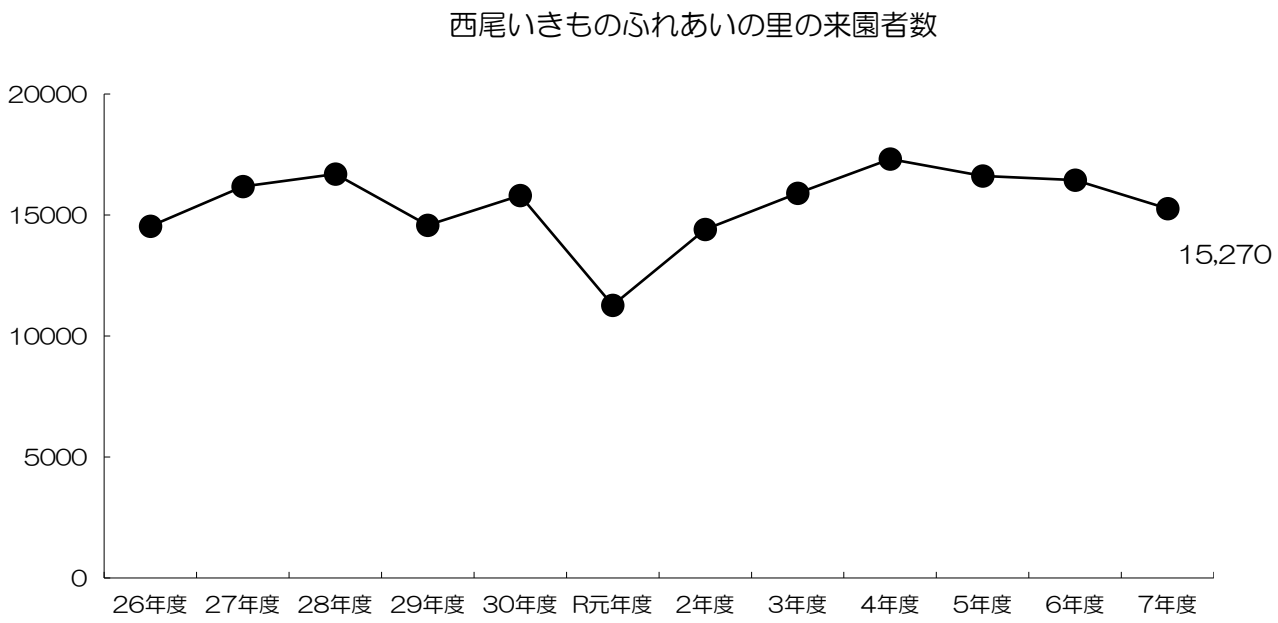


１　講座の実施状況

月	日(曜日)	講　座　名	講　師	参加者数
4	6(日)	タケノコ掘りで竹林整備しようⅠ	当　園　職　員	中止
	13(日)	タケノコ掘りで竹林整備しようⅡ	当　園　職　員	中止
	20(日)	春の生き物を探して里山を散策しよう	高　須　桂　子	７名
5	18(日)	棚田で米づくりしようⅠ（田植え）	当　園　職　員	71名
	25(日)	野鳥のさえずりを聞いてみよう	高　田　俊　洋	13名
6	8(日)	草木染にチャレンジ！！	礒 貝 は る み	11名
	22(日)	里山の草を使って、色々作ってあそびましょう	河 江 喜 久 代	18名
7	13(日)	梅雨時のキノコを観察しよう	石 川 ま ゆ み	10名
	26(土) 27(日)	夏の昆虫を探そう	当　園　職　員	17名 32名
8	3(日)	里の小川で生きもの探そう	神　本　　晃	34名
	24(日)	ガラスの破片でアクセサリーを作ろう！	三 矢 由 紀 子	12名
9	7(日)	木粉粘土で里のへんてこ怪獣を作ろう！	三 矢 由 紀 子	中止
	21(日)	楽しい絵手紙	市 川 百 合 子	９名
	28(日)	ゆっくり 俳キング	服 部 く ら ら	16名
10	5(日)	棚田で米づくりしようⅡ　（稲刈）	当　園　職　員	56名
	18(土)	秋の里山でキノコを見つけよう	石 川 ま ゆ み	７名
	19(日)	棚田で米づくりしようⅢ　（脱穀）	当　園　職　員	37名
11	2(日)	木の実・草の実を探して里山を散策しよう	高　須　桂　子	12名
	30(日)	小枝を使って、壁飾りを作ろう	三　村　崇　子	22名
12	7(日)	自然の素材でクリスマスリースを作ろう	礒 貝 は る み	23名
	21(日)	正月飾りを作ろう	当　園　職　員	30名
1	25(日)	里山で野鳥を観察しよう	高　田　俊　洋	17名
2	7(土)	竹炭を作って飾ろうⅠ（竹きり・竹割り・窯入れ）	神本　晃・河野俊治	18名
	8(日)	竹炭を作って飾ろうⅡ（火入れ）	神本　晃・河野俊治	19名
	15(日)	竹炭を作って飾ろうⅢ（窯出し）	神本　晃・河野俊治	19名
	22(日)	お花炭を焼こう	判　治　和　征	13名

【参加人数 523 名】

２　来園者数の推移



西尾いきものふれあいの里の来園者数

令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
15,897 人	17,311 人	16,614 人	16,445 人	15,270 人

第４章　西尾市の地球温暖化対策

西尾市では、令和２年７月に「西尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定し、地球温暖化対策に取り組んでいます。温室効果ガス排出量の削減目標及び温室効果ガスの排出量は次のとおりです。

温室効果ガスの排出量の削減目標

項目	2013 年度（基準年）	2030 年度（目標年）	削減目標
温室効果ガス総排出量（t-CO_2）	43,759	26,255	△40％

温室効果ガス排出量の推移

項目	2024 年度	2025 年度
温室効果ガス総排出量（t-CO_2）	36,711	36,390

第５章　鳥獣関係

西尾市では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣による被害を防止するための捕獲許可と捕獲箱の貸し出しを行っています。

令和７年度の捕獲実績は次のとおりです。

【鳥獣の捕獲実績】

捕獲鳥獣の種類	捕獲の目的	捕獲数
アライグマ	農作物、家屋被害防止	10 頭
ハクビシン	農作物、家屋被害防止	13 頭
イタチ（オス）	農作物、家屋被害防止	16 頭
タヌキ	農作物、家屋被害防止	３頭
イノシシ	農作物被害防止	27 頭
ハシボソカラス	農作物被害防止	141 羽
ハシブトカラス	農作物被害防止	22 羽
ドバト	農作物被害防止	129 羽
ムクドリ	農作物被害防止	２羽

第６章　公害防止協定等

西尾市では、令和８年３月 31 日現在、公害防止協定を延べ 98 社と、公害防止に関する覚書を５社と締結しています。

参考資料

西尾市環境基本条例

私たちのまち、西尾市は、豊かな緑や水に恵まれた自然環境と先人から受け継いだ歴史や伝統文化、活力ある産業が調和したまちとして今日まで発展を続けてきた。

しかしながら、私たちの暮らしに便利さや物質的豊かさをもたらした、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や日常生活は、環境への負荷を増大させ、身近な自然の減少をはじめとする地域の環境ばかりでなく、地球的規模の広がりと将来世代にわたる問題として地球環境にも重大な影響を及ぼしている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

私たちはこのような認識のもとに、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たし協働することにより、環境への負荷を低減し、人と自然とが共生することができる健全で恵み豊かな環境を保全し、及び創造していくことにより、持続的発展が可能な社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（２）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（３）　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

２　環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざして、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じ、自主的かつ積極的に行われなければならない。

３　地球環境保全は、地域における日常生活及び事業活動が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、市、事業者及び市民自らの課題とし、全ての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第４条　市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の環境の保全及び創造に資する取組の支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第５条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

２　事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において再生資源等を利用するように努めなければならない。

３　前２項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第６条　市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、市民は環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定等に係る指針)

第７条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

（１）　人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

（２）　生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、山林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。

（３）　人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境を創造すること。

（４）　資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の適正処理を推進することにより、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境保全に貢献すること。

（５）　環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、自覚を持って責任ある行動をとることができるよう、環境教育を充実し、及び環境学習を促進すること。

(環境基本計画)

第８条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）　環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標

（２）　環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向

（３）　前２号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

４　市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（報告書の作成及び公表）

第９条　市長は、毎年度、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施した施策の状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（規制の措置）

第 10 条　市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

（協定の締結）

第 11 条　市は、環境の保全及び創造に関し、特に必要があると認めるときは、事業者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結することができる。

（市民等の参加及び自発的活動の促進）

第 12 条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たっては、市民等の参加が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。
２　市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第 13 条　市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

（環境審議会）

第 14 条　環境基本法（平成５年法律第９１号）第４４条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第５条の７の規定に基づき、西尾市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
（１）　環境の保全及び創造に関する重要な事項
（２）　環境基本計画に関する事項
（３）　一般廃棄物の減量及び適正処理に関する事項
３　審議会は、委員１８人以内をもって組織する。
４　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）　市民
（２）　事業者
（３）　優れた識見を有する者
（４）　その他市長が適当と認める者
５　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
６　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
７　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成１５年条例第３号）

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年条例第５号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年条例第１９号）

この条例は、平成２９年１０月１日から施行する。

環　境　報　告　書

令和８年度版

編集発行　西尾市環境部環境保全課
西尾市長縄町井ノ元６０
電話　0563－65－3881